

2019 年度会津大学大学院科目等履修生募集要項

1 履修可能科目

2019 年度に開講する専門科目

2 募集人員

若干名

3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び 2019 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 (昭和 22 年法律第 26 号) 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び 2019 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2019 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び 2019 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び 2019 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程 (修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び 2019 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2019 年 3 月 31 日において 22 歳に達する者
- (10) 2019 年 3 月 31 日において、次のア～エのいずれかを満たす者であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
 - ア 大学に 3 年以上在学した者
 - イ 外国において学校教育における 15 年以上の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - エ 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

※ 2019年度第2学期入学出願者は、上記出願資格の「2019年3月31日」を「2019年5月31日」と読み替える。2019年度第3学期入学出願者は、上記出願資格の「2019年3月31日」を「2019年9月30日」と読み替える。2019年度第4学期入学出願者は、上記出願資格の「2019年3月31日」を「2019年11月30日」と読み替える。

4 出願手続

(1) 出願方法

出願は、直接持参又は郵送によること。

なお、直接持参の場合は本学学生課学生募集係に提出することとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。(ただし、本学の休業日は除く。)

(2) 出願手続期限

(国内在住者)

第1学期入学生 ----- 2019年2月8日(金)(当日消印有効)まで

第2学期入学生 ----- 2019年5月10日(金)(当日消印有効)まで

第3学期入学生 ----- 2019年8月9日(金)(当日消印有効)まで

第4学期入学生 ----- 2019年11月8日(金)(当日消印有効)まで

(海外居住者)

第1学期入学生 ----- 2018年11月9日(金)まで

第2学期入学生 ----- 2019年2月8日(金)まで

第3学期入学生 ----- 2019年5月10日(金)まで

第4学期入学生 ----- 2019年8月9日(金)まで

(3) 出願先

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀
会津大学学生課学生募集係

(4) 出願書類(日本語または英語で明瞭に記入すること。)

ア 入学願書(所定の用紙)

イ 入学検定料 9,800円(2018年度の額)

会津大学指定の口座へ振込み、当該振込を証明する書類を添付すること。

(国内在住者)

銀行名: 東邦銀行 会津支店

口座番号: (普) 2268703

口座名義: コウリツダイガクホウジン アイゾダイガク
公立大学法人 会津大学

(海外居住者)

銀行名: みずほ銀行 会津支店

口座番号: (普) 1178709

口座名義: コウリツダイガクホウジン アイゾダイガク
公立大学法人 会津大学

海外在住者による振込みの際の注意点については、(5)出願手続上の注意事項のアを参照すること。

※ 2019年度の入学検定料（金額及び納入方法）については、変更となる場合がある。

ウ 最終学歴校の成績証明書及び卒業（見込）証明書

※ 2019年3月または9月に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。

エ 履歴書（所定の用紙）

※ 2019年3月または9月に会津大学を卒業する見込みの者は提出を要しない。

※「外国籍の者」

以下の書類の提出も要する。

オ 経費支弁書

経費支弁者が本学所定の用紙に記入すること。

カ 経費支弁者の資産（収入）を証明できる書類。例として、以下のものがあげられる。

- ・金融機関が発行した経費支弁者の預金残高証明書（英文）。経費支弁者名、預金残高と日付が記載されているもの。
- ・雇用先が発行した経費支弁者の雇用証明および年収証明（英文）。

キ 旅券、住民票、又は在留カードの写し。例として、以下のものがあげられる。

- ・氏名と国籍が掲載されている旅券のページ。
- ・本籍地が記載されている住民票のコピー。
- ・在留カードもしくは身分証明書。

(5) 出願手続上の注意事項

ア 海外から送金する場合、出願者本人を振込人名義として、指定口座への入金額が9,800円になるように送金し、送金を証明する書類を添付すること。

なお、送金額から送金手数料が差し引かれることにより入学検定料が不足した場合は、出願を受理できないことから、送金手数料を全て出願者が負担する旨を必ず金融機関に伝えて送金手続きを行うこと。

また、送金手続きを行う銀行が本学の指定する口座に直接振り込めない場合、仲介する金融機関の手数料も必要となるため、注意すること。

イ 出願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しない。また、受理後、出願事項の変更は認めない。

ただし、出願後に住所及び連絡先に変更が生じた場合は、速やかに会津大学学生課学生募集係に届け出ること。

ウ 出願提出期限を過ぎて到着したものは受け付けない。

エ 出願書類受理後は、いかなる理由があっても入学願書、入学検定料は返還しない。

オ 出願書類に虚偽の記載があった場合には、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

カ 障がいのある志願者で、修学上特別な配慮を必要とする可能性のある者は、次の事項を記載した協議申請書（様式任意）を会津大学学生課に提出し、協議すること。

- ・ 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載すること。）
- ・ 出身学校名
- ・ 障がいの種類・程度（現に治療中の者は、医師の診断書を添付すること。）
- ・ 修学上特別な配慮を希望する事項

- ・ 出身学校等でとられていた特別措置
- ・ 日常生活の状況

キ 外国人留学生は、1学期あたり合計5単位以上の科目の履修を志望すること。

5 選考方法

書類審査により行う。

ただし、在留資格認定証明書が不交付となった場合は、合格取消となる。

6 合格発表

選考後、合格者本人に通知する。

7 入学手続

(1) 入学手続方法及び入学手続期間

入学手続に必要な書類及び入学手続期間は、合格通知の際に併せて通知する。

なお、所定の期日に入学手続を完了しない者は、入学を辞退したものとして取り扱う。

(2) 入学手続先

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀
会津大学学生課学生募集係

(3) 入学料

28,200 円 (2018 年度の額)

納入期限までに指定された口座に納入する。

(4) 授業料

1 単位 14,400 円 (2018 年度の額)

納入方法は、入学した日の属する月の末日までに全額を一括して納入する。

※ 2019 年度の入学料及び授業料 (金額及び納入方法) については、変更となる場合がある。

8 その他

(1) 問合せ先

会津大学学生課学生募集係

〒965-8580 福島県会津若松市一箕町鶴賀

電話 : 0242-37-2723 Fax : 0242-37-2526

e-mail: admission@u-aizu.ac.jp

URL : <http://www.u-aizu.ac.jp/>

(2) 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「公立大学法人会津大学が取り扱う個人情報の保護等に関する規則」に基づいて取り扱う。

出願にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、入学者の選考、合格者発表、入学手続等の事務を行うために利用する。また、入学者については、教務関係（修学指導等）、学生支援関係（学籍管理、健康管理、授業料免除、奨学金申請、入寮者選定等）、授業料徴収等の業務を行うためにも利用する。